

令和8年4月 蕪崎市農業委員会議事録

1. 開催日時 令和8年4月24日（金） 13:30～14:50

2. 開催場所 蕪崎市役所 4階 大会議室

3. 出席委員（14名）

農業委員

1番 柳本 進
2番 仲田 孟
3番 伊藤 光（欠席）
4番 横森 昌広
5番 横森 武千代
6番 志村 保則
7番 伴野 正明
8番 比志 秀樹
9番 樽林 信昭
10番 山本 弘行（欠席）
11番 欠員
12番 鶴田 好仁
13番 駒井 恵二
14番 山本 昌巳
15番 秋山 武仁（欠席）
16番 矢崎 芳章（欠席）
17番 飯野 直人
18番 浅川 節子
19番 堀川 喜美雄

農地利用最適化推進委員

20番 雨宮 一夫
21番 曾雌 源興
22番 猪股 昇
23番 猪股 和宏
24番 金丸 光太郎
25番 今福 重幸
26番 欠員
27番 内藤 幹雄
28番 小澤 仁
29番 功刀 良人
30番 中込 秀樹
31番 小野 賢治
32番 井上 清
33番 志村 圭一

4. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 諸報告

第3 議案第1号 農地法第3条の規定による申請の承認について
議案第2号 農地法第5条の規定による申請の承認について
議案第3号 農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による
農用地利用集積等促進計画案の承認について
報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出について
報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について
報告第3号 農地を農業用施設に使用する届出書について

5. 農業委員会事務局職員

事務局長：早川 洋

6. 会議の概要

<事務局長>

ただ今から令和8年4月農業委員会定例会を開会いたします。次第に沿って進めさせていただきます。「2：会長挨拶」 柳本会長、お願いいたします。

<会 長>

(会長あいさつ)

<事務局長>

ありがとうございました。続きまして、「3：議事」に移ります。

韮崎市農業委員会会議規則第5条により、本日の議案審議については、会長が議長をつとめます。それでは、議事の進行をお願いいたします。

<議 長>

本日、出席委員は農業委員18名中14名で、定足数に達しておりますので、会議を開催いたします。

「日程第1 議事録署名委員の指名について」ですが、会議規則第16条第3項の規定により、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なし)

それでは、19番 堀川 喜美雄 委員、6番 志村 保則 委員 をお願いいたします。

また、会議書記には、事務局職員小野氏 と 志村氏 を指名いたします。

続きまして、「日程第2 諸報告」事務局より報告をお願いいたします。

<事務局>

それでは会務について報告をさせていただきます。

4月7日、山梨県農業会議常設審議委員会に柳本会長及び事務局小野並びに坂本が出席いたしました。

<議 長>

ただ今の報告について、何かご発言ございますか。

(発言なし)

<議 長>

以上で日程第2を終わります。

続きまして、「日程第3」議案第1号「農地法第3条の規定による申請の承認について」を議題といたします。事務局より議案の説明をお願いします。

<事務局>

それでは、議案集の1ページをご覧ください。今月の農地法第3条の許可申請は、所有権の移転に関するものが9件9,899.75㎡であります。

申請番号1番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）新規開始のための所有権移転の申請であります。

申請番号2番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）経営拡大のための所有権移転の申請であります。

申請番号3番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）自家消費野菜栽培のための所有権移転の申請であります。

申請番号4番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）新規就農のための所有権移転の申請であります。

申請番号5番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）自家消費野菜栽培のための所有権移転の申請であります。

申請番号6番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）経営拡大のための所有権移転の申請であります。

申請番号7番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）経営拡大のための所有権移転の申請であります。

申請番号8番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）経営拡大のための所有権移転の申請であります。

申請番号9番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）自家消費野菜栽培のための所有権移転の申請であります。

<議長>

ただいまの事務局の説明に関連して、地区担当委員からご報告をお願いいたします。

申請番号1番：猪股（和）委員

申請番号2番：曾雌委員

申請番号3番：横森（昌）委員

申請番号4番：猪股（昇）委員

申請番号5番：比志委員

申請番号6番：内藤委員

申請番号7番：鶴田委員

申請番号8番：駒井委員

申請番号9番：中込委員

（各委員より現地調査に基づく説明。）

<議長>

各委員の報告が終わりました。これより、質疑に入ります。

<委員A>

申請番号4番について、新規就農でさくらんぼを作るという申請ですが、ハウス栽培をされるのではないかと思います。技術指導を簡単に受けてだけで作ることができるものではないと思います。こちらの申請は本人申請なのか、代理人が申請してるのかどちらでしょうか。また、書類提出の際に譲受人はどのような発言をしていたのか教えてください。

<事務局>

書類の提出については、関係者が持ってきたため譲受人本人は窓口には見えられていません。関係者についても、本人から書類を預かってきただけであり、書類の内容に疑義がある場合はその関係者を通して本人に確認するという形で行いました。どのように栽培していくのか疑問があり確認したところ、書類には記載のなかった近隣農家から栽培指導を受けるという話を伺いました。

<委員A>

譲受人本人からやる気のある発言があったから事務局として議案にあげてきた、という解釈でよろしいでしょうか。

<委員B>

申請の時点では、本当に農業をやる気があるのか、転用を見据えた取得なのか、わからないと思いますよ。

<委員C>

申請人は何歳くらいの方ですか。

<事務局>

50歳の方です。

<委員B>

さくらんぼは簡単なものではないと思いますよね。

<委員D>

最近のさくらんぼの情勢をお話します。南アルプス市では、冬が暖かくなりさくらんぼの花芽が充実せず、春先に花が咲いても実止まりがしないという状況になってきており、さくらんぼの栽培を辞める農家がとても多いです。また、収穫にはものすごく手間がかかるため、観光農園として人の手を入れて収穫するというビジネスモデルを導入しています。しかしながら、実がならないということと、収穫時期である6月上旬から気温が高くなるため観光バスを待っている間に過熟になってしまい売れなくなるという状況が出てきています。さくらんぼは、同じ果樹でもりんごと同じように北方系の温帯果樹です。温暖化により冬が暖かくなると作りやすく、開花しても温度が30℃以上になると結実不良になるという悪環境の中で、果たしてさくらんぼをやっていくべきか、ということで南アルプス市の農家ではさくらんぼを辞めるという傾向になっているのが現状です。譲受人本人にやる気があるということも大切ですが、この環境の中で新規就農をする方がさくらんぼに取り組むということはいかなるものかなという意見はあると思います。

そしてもう一点、現状のハウスは雨よけのハウスかと思えます。収穫時期に雨が当たるとさくらんぼは割れて劣化してしまいますので、さくらんぼを栽培する際は必ず上をビニールで囲う必要が

あります。ご承知のとおり、イランで戦争が始まりナフサの輸入が滞っている関係で、ビニールハウスを建てたくてもビニールを買うことが出来なくなっています。先日、ハウスの桃農家と意見交換をした際、ハウスのビニールを交換したいけれど、秋口に入ってくるかわからないという話を聞きました。また、甲府市の業者と話をしたところ、メーカーが出荷停止しており1本も出てこない状況であると言っていました。

そんな状況下においては、現状の穴が空いているビニールハウスを修繕するにしても原材料がなく難しいという中で、新規就農でさくらんぼをやりますということが果たして本当なのかどうか疑問しいのではないかと私は思いました。

<委員E>

申請番号4番については、いろいろな疑義が生じているので、もう少し時間をかけて調べた方がいいのではないのでしょうか。

<委員A>

本人にやる気があるなら私たちが何か言うことはないのですが、本当にやる気があるのかどうかを聞きたいです。

<事務局>

事務局としては現時点では本人を信じるしかないのですが、委員の皆様が思うことも尤もかと思えますので、再度譲受人へ意思確認をしてみたいと思います。

<議長>

よろしいですか。それでは採決いたします。議案第1号、申請番号1番から9番について、申請番号4番を除き、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

<議長>

賛成多数ですので、議案第1号については、申請番号4番を除き、原案のとおり承認いたします。

次に、議案第2号「農地法第5条の規定による申請の承認について」を、議題といたします。事務局より議案の説明をお願いします。

<事務局>

議案集の4ページをご覧ください。今月の農地法第5条の規定による許可申請は、所有権の移転に関するものが6件6,609.93㎡、賃貸借権の設定に関するものが1件439㎡となっております。

申請番号1番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）申請地は本町一丁目、駐車場用地のための申請であります。

申請番号2番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）申請地は藤井町駒井宮ノ前、個人住宅建築のための申請であります。

申請番号3番（土地の所在・貸付人・借受人についての説明）申請地は藤井町北下條大原、個人

住宅建築のための申請であります。

申請番号4番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）申請地は中田町中條下木戸、資材置場造成のための申請であります。

申請番号5番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）申請地は穴山町石水、個人住宅建築のための申請であります。

申請番号6番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）申請地は大草町若尾高芝原、個人住宅敷地拡張のための申請であります。

申請番号7番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）申請地は大草町若尾高芝原、工場敷地の拡張のための申請であります。

<議 長>

ただいまの事務局の説明に関連して、地区担当委員からご報告をお願いいたします。

申請番号1番 : 雨宮委員
申請番号2番 : 伴野委員
申請番号3番 : 志村（保）委員
申請番号4番 : 比志委員
申請番号5番 : 樽林委員
申請番号6番及び7番 : 飯野委員
（各委員より現地調査に基づく説明。）

<議 長>

各委員の報告が終わりました。これより、質疑に入ります。

（質問・意見なし）

<議 長>

よろしいですか。それでは採決いたします。議案第2号、申請番号1番から7番について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

<議 長>

賛成多数ですので、議案第2号については原案のとおり許可相当として県知事に意見書を進達いたします。

次に、議案第3号「農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用集積等促進計画案の承認について」を議題といたします。事務局より議案の説明をお願いいたします。

<事務局>

議案集の6ページをご覧ください。今月の農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画案の承認については14件42,220㎡となっております。

申請番号1番（土地の所在・貸付人・借受人についての説明）使用貸借権、作物：水稲、期間：9年7ヶ月、新規設定です。

申請番号2番（土地の所在・貸付人・借受人についての説明）賃貸借権、作物：水稲、期間：4年7ヶ月、新規設定です。

申請番号3番（土地の所在・貸付人・借受人についての説明）使用貸借権、作物：水稲、期間：9年7ヶ月、新規設定です。

申請番号4番（土地の所在・貸付人・借受人についての説明）賃貸借権、作物：水稲、期間：4年7ヶ月、新規設定です。

申請番号5番（土地の所在・貸付人・借受人についての説明）使用貸借権、作物：水稲、期間：9年7ヶ月、新規設定です。

申請番号6番（土地の所在・貸付人・借受人についての説明）使用貸借権、作物：水稲・野菜、期間：3年7ヶ月、再設定です。

申請番号7番（土地の所在・貸付人・借受人についての説明）賃貸借権、作物：ぶどう、期間：29年7ヶ月、新規設定です。

申請番号8番（土地の所在・貸付人・借受人についての説明）賃貸借権、作物：ぶどう、期間：29年7ヶ月、新規設定です。

申請番号9番（土地の所在・貸付人・借受人についての説明）賃貸借権、作物：ぶどう、期間：29年7ヶ月、新規設定です。

申請番号10番（土地の所在・貸付人・借受人についての説明）賃貸借権、作物：ぶどう、期間：29年7ヶ月、新規設定です。

申請番号11番（土地の所在・貸付人・借受人についての説明）賃貸借権、作物：ぶどう、期間：29年7ヶ月、新規設定です。

申請番号12番（土地の所在・貸付人・借受人についての説明）賃貸借権、作物：ぶどう、期間：29年7ヶ月、新規設定です。

申請番号13番（土地の所在・貸付人・借受人についての説明）賃貸借権、作物：ぶどう、期間：29年7ヶ月、新規設定です。

申請番号14番（土地の所在・貸付人・借受人についての説明）賃貸借権、作物：水稲、期間：4年7ヶ月、再設定です。

<議長>

事務局の説明が終わりました。これより、質疑に入ります。

<委員D>

申請番号7番から13番の借受人は農地所有適格法人ですか？

<事務局>

農地の所有はしていないので、解除条件付きの農業法人となります。

<委員D>

申請番号4番の借受人につきまして、報告案件の中に解約で名前がありますが、例えば借受人が管理しきれず草が繁茂してしまい所有者が嫌がって解約する、というケースがよくあるので、今回の借受人は大丈夫かどうか心配なのですがいかがでしょうか。

<事務局>

借受人につきまして、農業意欲はありますが、後ほど報告させていただく合意解約の案件の農地につきましては、水に関することが想定と違い希望に沿う形ではなかったため解約するということが理由を伺っております。

<委員D>

ということは、耕作者から解約の申し入れをしたということですね。けれど、もっと耕作をしたいので別の農地を借受けるということでしょうか。

<事務局>

そのとおりです。

<議長>

よろしいですか。それでは採決いたします。議案第3号、申請番号1番から14番について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

<議長>

賛成多数ですので、議案第3号について原案のとおり承認いたします。

次に、報告案件について、事務局より説明をお願いいたします。

<事務局>

今月の報告案件、第1号から第3号についてご説明いたします。相続等による所有権移転が3件 7,545 m²、合意解約による通知が3件 5,016 m²、農業用施設の届出が2件です。議案集の14ページをご覧ください。

報告第1号「農地法第3条の3の規定による届出について」を説明いたします。

申請番号1番（土地の所在・所有者・届出人についての説明）申請地は穂坂町宮久保神ノ木他、相続による所有権移転の申請であります。

申請番号2番（土地の所在・所有者・届出人についての説明）申請地は清哲町青木下河原、相続による所有権移転の申請であります。

申請番号3番（土地の所在・所有者・届出人についての説明）申請地は清哲町青木下河原他、相続による所有権移転の申請であります。

報告第2号「農地法第18条第6項の規定による通知について」を説明いたします。

申請番号1番（土地の所在・貸付人・借受人についての説明）申請地は清哲町青木下河原、合意解約の通知であります。

申請番号2番（土地の所在・貸付人・借受人についての説明）申請地は清哲町青木原、合意解約の通知であります。

申請番号3番（土地の所在・貸付人・借受人についての説明）申請地は円野町下円井竹の後、合意解約の通知であります。

次に、報告第3号「農地を農業用施設に使用する届出書について」を説明いたします。

申請番号1番（土地の所在・届出人についての説明）申請地は岩下前田、農業用倉庫設置のための届出であります。

申請番号2番（土地の所在・届出人についての説明）申請地は龍岡町下條東割門開、農業用倉庫設置のための届出であります。

<議長>

報告案件について、事務局の説明が終わりました。報告案件ですので質疑等は省略いたします。

以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。進行を事務局に返します。

<事務局>

（「4 その他」について、事務局より説明）

<事務局長>

浅川職務代理より閉会のあいさつをお願いいたします。

<職務代理>

（閉会あいさつ）

<事務局長>

以上をもちまして、令和8年4月農業委員会定例会を閉会いたします。

【議事に参与した者の職、氏名】

○書記：小野 貴史

○書記：志村 奈美